

各 位

会 社 名 シーキューブ株式会社
 本社所在地 名古屋市中区門前町 1 番 5 1 号
 代表者名 代表取締役社長 橋本 渉
 コード番号 1 9 3 6 名古屋証券取引所 第 1 部
 問合せ先 理事 総務部長 平手 一幸
 T E L 0 5 2 - 3 3 2 - 8 0 2 0

株式交換効力発生後の定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社協和エクシオ（以下、「協和エクシオ」といいます。）との間で締結いたしました平成30年5月9日付株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が実施された場合には、上場廃止等に伴う定款の一部変更案を株式交換効力発生後の当社株主（協和エクシオ）に対し、同年10月1日に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成30年6月27日開催の第65回定時株主総会において、協和エクシオとの間で締結された本株式交換契約が承認可決され、同年10月1日を効力発生日として株式交換を実施する予定です。

これにより、株式交換完全子会社となる当社は、同年9月26日付で上場廃止となるため、上場廃止に伴う諸規定を削除等するとともに、監査役会を廃止し監査役設置会社へ機関変更するための諸規定の削除および所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)～(2) (省 略) (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u> (単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> 2. <u>前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)～(2) (現行どおり) (削 除) (3) 会計監査人 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (省略) (新設)</p> <p>第12条～第15条 (省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 (省略) (議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さねばならない。</p> <p>第19条～第26条 (省略) 第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第29条 (省略) (常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会は法令または定款に定める事項のほか、監査役の業務の執行を決定する。細目については、監査役会規程の定めるところによる。</p> <p>第33条～第37条 (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (株式の譲渡制限)</p> <p>第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第21条 (現行どおり) 第5章 監査役</p> <p>第22条～第24条 (現行どおり) (常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役は、互選によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第26条～第30条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の効力発生日

平成30年10月1日(予定)

なお、上記の定款変更案は、株式交換の効力発生後、協和エクシオのみが当社株主となった時点で、同社の書面による同意により、臨時株主総会における決議を省略して承認されることが予定されており、この承認をもって定款変更の効力が発生することとなります。

以上